第三〇〇〇二二号	田妻　峻	東京都	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇二三号	小宮　智久	長野県	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇二四号	横山　卓矢	静岡県	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇二五号	中西　友則	京都府	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇二六号	稲垣　実	京都府	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇二七号	西脇　将智	福岡県	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇二八号	村田　賢造	大阪府	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇二九号	井上　稔弘	大阪府	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇三〇号	田尾　茂郎	広島県	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇三一号	小野　健一	岡山県	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇三二号	石田　大輔	兵庫県	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇三三号	渡部　航平	兵庫県	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇三四号	小西　宏幸	愛媛県	平成二十四年六月二十五日
第三〇〇〇三五号	中村　藤太	山口県	平成二十四年六月二十五日

○環境省告示第百十一号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条の三第三号の規定に基づき、自然公園法施行規則第十一条の三第三号に規定する国定公園の指定湿地を次のとおり指定し、公布の日から施行する。

指定湿地の区域を表示した図面は、環境省及び愛知県庁に備え付けて供覧する。

平成二十四年七月五日　環境大臣　細野　豪志

自然公園法施行規則第十一条の三第三号に規定する国定公園の指定湿地を次のとおり指定する。

第一　愛知高原国定公園

一　名称及び区域

名称	区域
東海丘陵湧水湿地群	愛知県豊田市上高町、矢並町及び山中町の各一部

二　区域を表示した図面（省略）

○関東地方整備局告示第二百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月五日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	横須賀市長浦町五丁目八〇番一から同市長浦町五丁目八番一まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月五日

○関東地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月五日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	柏市新十余二一三番十二から同市新十余二一三番七まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月五日

○関東地方整備局告示第二百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月五日　関東地方整備局長　下保　修

別表に次のように加える。

二十一	株式会社高良GUT	東京都新宿区三栄町二十三番地一	省令第十五条第一号から第四号まで及び第十九号から第二十号までに掲げる区分	埼玉県（川口市、川越市、所沢市、越谷市、さいたま市、春日部市、草加市、狭山市、新座市、三郷市、富士見市、入間市、八潮市、朝霞市、志木市、和光市、ふじみ野市、三芳町に限る。）、千葉県（千葉市、船橋市、松戸市、市川市、柏市、習志野市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市に限る。）及び東京都（島しょ部を除く。）の区域に限る。）、神奈川県の全域	イ　本社　東京都新宿区三栄町二十三番地一 ロ　群馬県前橋市六供町一〇二五番地 茨城事業所　茨城県つくば市梅園二丁目二十四番地十六 ハ　栃木事業所　栃木県小山市八幡町二丁目九番地二十八	平成二十四年六月一日	指定した日から五年間

○関東地方整備局告示第二百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月五日　関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号二十の項業務区域欄中「茨城県、栃木県、群馬県の全域、及び埼玉県（越谷市、草加市、春日部市、熊谷市、三郷市、久喜市、八潮市、吉川市、本庄市、深谷市、幸手市、行田市、加須市、羽生市、杉戸町、松伏町、宮代町、白岡町、上里町に限る。）、千葉県（松戸市、柏市、我孫子市、流山市、鎌ヶ谷市、野田市に限る。）」に改める。

確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本社　群馬県前橋市六供町一〇二五番地
茨城事業所　茨城県つくば市梅園二丁目二十四番地十六
ロ　栃木事業所　栃木県小山市八幡町二丁目九番地二十八」　に改める。